

有害鳥獣による被害をなくすために

1 はじめに…

山すそや集落内の田畑で、大切に育てた米や野菜、果実などが野生動物（有害鳥獣）により食い荒らされるなどの被害が、増加しています。

電気柵などで防除することも有効ですが、私たち住民が野生動物を近づかせない環境を作ること、追い払って山へ帰すことも重要な対策のひとつです。

各家庭や集落ぐるみで、有害鳥獣から農作物や平穏な生活を守りましょう。

☆有害鳥獣とは… 人間の生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼす動物
ハクビシン、イノシシ、カラスなど



2 鳥獣被害の現状

現在、鳥獣被害の拡大が確認されています。主にイノシシ、ハクビシン、カラスによるものです。鳥獣被害は、耕作放棄地の増加、営農意欲の減退をもたらすなど、被害額として数字に表れる以上に、大きな悪影響をもたらします。

イノシシ

主に稲や野菜、イモ、豆、麦といった農作物に被害を与えます。また、農道などの農業基盤施設にも被害をもたらします。

ハクビシンなどの中獣類

植物が中心の雑食性で、小動物、カエルや昆虫など何でも食べます。特に果実類（メロン、イチゴ）を好みます。

カラス

農地では、収穫後の稲粃をついばむことが多いです。ナシ、ブドウといった人間の好物も、よく食べます。



裏面に続く

3 被害をなくすために…

☆有害鳥獣のエサ場をつくらない意識を持つ

放置された果樹、未収穫の野菜は獣類のエサになり、被害拡大につながります。そのまま放置せずに、処分しましょう。

また、お墓の供え物も狙われますので、置いたままにしないでください。有害鳥獣を、寄せつけない環境を作りましょう。

4 わなの設置、稼働について

わなを無断で設置することは、法律で禁止されています。設置する場合は、あわら市役所農林水産課に相談してください。

※市販のわな、おりについて

ホームセンター等でわなを購入しても、有害鳥獣捕獲目的で、無断で使用することはできません。

無許可で設置すると、鳥獣保護管理法違反となり、100万円以下の罰金、または1年以下の懲役となります。



5 もしイノシシに遭遇したら

背を向けず、ゆっくり後ずさりしながら、距離をとりましょう。

※イノシシは背を向けて逃げると、追いかけてきます。

食料を持っているときは、速やかに捨ててください。

大声を出したり石などを投げて刺激すると、余計に興奮させてしまう恐れがあるので危険です。

イノシシから見えない物陰に隠れたり、近くに木があれば登るのも有効です。

